H28年度～

特定事業所集中減算の「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」の処理手順

居宅介護支援事業所が利用者のサービスごとに書類を作成

①利用する事業所を新規に居宅サービスに位置付けた場合

・（届出書表紙１）
・居宅サービス事業所等の選択に関する説明についての確認書（様式３）
・居宅サービス事業所等の利用に関する理由書（様式４）
・アセスメントシート
・サービス担当者会議録
・居宅サービス計画
・医療サービスの場合は、主治医等の意見が確認できる書類
・その他松山市が求めた書類

②利用する事業所を継続して居宅サービス計画に位置付けた場合

・（届出書表紙２）
・居宅サービス事業所等の継続利用についての確認書（様式６）
・居宅サービス事業所等の継続利用に関する理由書（様式７）
・アセスメントシート
・サービス担当者会議を開催した場合は、その会議録
・居宅サービス計画
・前回の居宅サービス計画期間中の居宅介護支援経過
・医療サービスの場合は、主治医等の意見が確認できる書類
・その他松山市が求めた書類

居宅サービス計画作成後、１０日以内に①又は②の書類を松山市指導監査課に提出

松山市指導監査課

適正サービス検討会議を開催

居宅介護支援事業所は、適正サービス検討会議開催後５日以内に適正サービス検討会議の要点（様式５）を松山市指導監査課に提出

書類審査

特定事業所集中減算の判定期間ごとに
・チェックシート
・サービス利用状況報告書（様式８）を松山市に提出